

若年がん患者の在宅療養生活支援事業について

1 趣旨・目的

千葉県では、令和3年9月から、がん患者が住み慣れた場で安心して療養生活を送ることへの支援を目的とした「若年がん患者の在宅療養生活支援事業」を実施している。

事業の概要は以下及び添付のリーフレットのとおりであるので、事業の利用者から、対象サービスの利用について申し出等があった場合は対応をお願いしたい。

2 事業概要

対象者	・申請時及び利用時に市内に住所を有する40歳未満の者 ・がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したことにより治癒を目的とした治療を行わない者に限る）
想定利用数	60件／年
助成内容	・対象者が利用したサービス(※)の一か月あたりの利用料に対し利用料の10分の9相当額を助成 ・上限54,000円／月 ・助成金は利用者本人等への償還払いであり、事業者と市の間での直接の書類のやりとりは発生しません ・対象者から市への助成金の交付申請に先立ち、対象者による市への利用申請が必要となります。 ※助成対象となるサービス 訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与・購入
制度開始日	令和3年9月1日

3 申請方法

必要書類	【利用申請】 ・申請書 ・医師の意見書 【利用決定後における助成金の交付請求】 ・助成金交付請求書 ・領収書の原本 ・サービスの利用明細書 ・振込先が確認できるもの
申請先	【郵送での申請】健康推進課 【来所での申請受付】各区健康課

問い合わせ先・申請窓口

● 来所での申請

担当部署	所在地	連絡先
中央保健福祉センター健康課	中央区中央4-5-1きぼーる13階	043-221-2582
花見川保健福祉センター健康課	花見川区瑞穂1-1	043-275-6296
稲毛保健福祉センター健康課	稲毛区穴川4-12-4	043-284-6494
若葉保健福祉センター健康課	若葉区貝塚2-19-1	043-233-8714
緑保健福祉センター健康課	緑区鎌取町226-1	043-292-2630
美浜保健福祉センター健康課	美浜区真砂5-15-2	043-270-2221

● 郵送での申請

担当部署	郵便番号	所在地	連絡先
健康推進課	260-8722	中央区千葉港1-1	043-245-5223

がんに関する相談窓口 [がん相談支援センター]

がん診療連携拠点病院に設置されている「がん相談支援センター」では、がん専門相談員として研修を受けたスタッフ（看護師やソーシャルワーカーなど）が、信頼できる情報に基づき、患者さんやご家族の相談に広く対応しております。

病院名および相談窓口	電話番号	対応曜日・時間
千葉県がんセンターがん相談支援センター	043-264-6801	月～金 9:00～17:00
千葉大学医学部附属病院がん相談支援センター	043-226-2698	月～金 9:30～16:30
千葉医療センターがん相談支援センター	043-251-5320	月～金 9:00～16:00

千葉県がん情報 ちばがんナビ

県内の医療機関や、不安や悩みを相談できる身近な窓口、各種の支援制度などを紹介しています。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/pbgnv/>



発行

千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
TEL:043-245-5223 FAX:043-245-5659
Email: suishin.HWH@city.chiba.lg.jp

令和4年12月発行

千葉市

若年がん患者の 在宅療養生活 支援事業 のご案内

若年のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活を送れるよう、介護保険の対象ではない40歳未満のがん患者の方が介護サービス等を利用する際に、その費用の一部を助成します。

■申請に必要な書類は、こちらの↓ホームページからダウンロードできます

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/suishin/zaitakusien.html>

千葉市 若年がん患者の在宅療養生活支援事業



助成の対象となる方

(1～2のすべてにあてはまる方)

- 1 申請時及び利用時に市内に住所を有する 40 歳未満の方
- 2 がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したことにより治癒を目的とした治療を行わない方に限る）

対象となるもの

- 訪問介護（ホームヘルプ）
身体介護、生活援助、通院のための乗車・降車の介助
- 訪問入浴介護
- 福祉用具貸与
車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品（マットレスなど）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり・スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト（つり具を除く）、自動排泄処理装置
- 福祉用具購入
腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具



※ 1 ただし、対象者が千葉市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の対象となる場合には、給付の対象となる経費を除きます。

※ 2 他の事業において、上記と同様のサービスを受けている場合、その経費は対象外となります。

助 成 金 額

- 1 か月あたりのサービス利用料に対し、原則として9割相当額を助成します。
- 千葉市からの助成額の上限は、原則として1 か月あたり5万4千円になります。（サービス利用料のうち、1 か月あたり6万円を上回った分は、全額がご本人の負担となります）

※助成金は償還払となります。サービス利用料は、いったん全額を事業者にお支払いください。

申請から助成金交付までの流れ

1 利用申請と決定（市⇔申請者）

以下の必要書類を次ページの申請窓口へ提出してください。
申請内容の審査完了後、市から利用決定通知書を郵送します。
（助成要件を満たさない場合、利用不決定通知書を郵送します。）

提出書類

- ①千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用申請書
- ②医師の意見書（市の所定の書式）※意見書作成料は自己負担

2 サービス利用と支払い（申請者⇔事業者）

- 介護保険の指定事業者と契約を行い、サービスの利用を開始してください。 利用決定を受けた場合、決定日からさかのぼって、申請日以降の利用分から助成対象となります。
- 介護保険の指定事業者から請求された全額を事業者にいったんお支払いください。その際、領収書と明細書（サービス内容・利用回数・金額が記載されたもの）を必ず受けとってください。

3 助成金の請求と交付（市⇔申請者）

- 以下の書類を、市に提出してください。（請求書は1 か月分ごとに作成が必要ですが、複数月分をまとめて提出いただくこともできます。）

※サービスを利用した月から2年以内に請求してください。

- 請求内容の審査完了後、市から交付決定及び額確定通知書を郵送し、請求時に指定された口座に助成金を振り込みます。

（助成要件を満たさない場合、不交付決定通知書を郵送します。）

提出書類

- ①千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付申請書兼交付請求書
- ②事業者が発行した領収書の原本
- ③事業者が発行した利用サービスに関する明細書の写し
- ④振込先が確認できるもの（通帳の写し等）